

2025 年度神戸市防犯カメラ修繕費補助事業のご案内

防犯カメラ設置補助事業を活用して設置したカメラを修繕する際の費用の一部を補助します。

1. 補助の内容

(1) 申請期間

2025 年 4 月 1 日（火曜）～2026 年 1 月 30 日（金曜）

※予算上限（20 か所分）に達し次第、終了となります。

(2) 補助対象団体

2019（平成 31）年度から 2023（令和 5）年度までに防犯カメラ設置補助事業を活用して、防犯カメラを設置した地域団体

(3) 補助額

補助対象経費の 2 分の 1 以内で、防犯カメラ 1 か所あたり上限 5 万円

※この補助制度での「1 か所」とは、ある場所に設置した単一の防犯システムを言います。例えば、ある場所で撮影方向の異なる 2 台の防犯カメラを設置し、1 台のレコーダーに接続する場合も 1 か所とします。

(4) 補助対象経費

防犯カメラ設置補助事業により設置した防犯カメラの修繕に係る経費

※防犯カメラの保守点検や消耗品（SD カード等）、更新（購入・取付・撤去等）に係る経費は対象外です。

(5) 主な補助要件

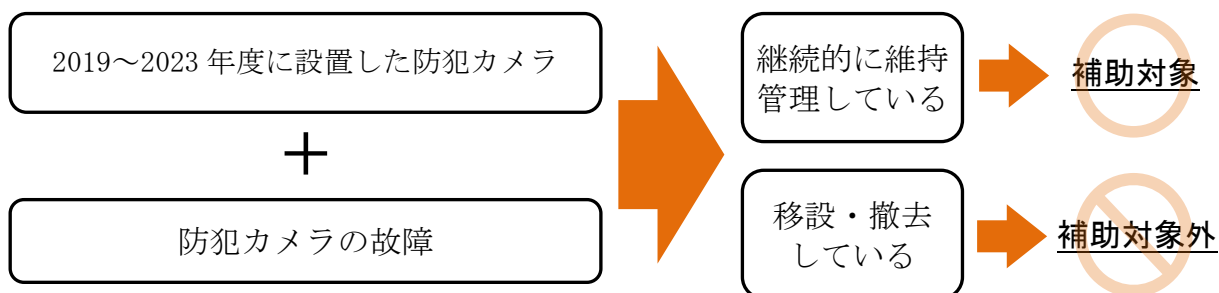
- 防犯カメラの設置が完了した日の属する会計年度終了後、1 年を経過し、かつ 6 年を経過していないこと。
⇒2025（令和 7）年度は、2019（平成 31）年度から 2023（令和 5）年度までに兵庫県または神戸市の防犯カメラ設置補助事業を活用して設置した防犯カメラが対象になります。
⇒2018（平成 30）年度までに設置した防犯カメラは、防犯カメラ更新設置補助事業（取替え）の対象となるため、本補助制度は対象外です。
- 防犯カメラの故障など、機能を維持することが困難な状態にあること。
⇒電源が入らない、録画ができないなど、防犯カメラ本来の機能が維持できなくなった防犯カメラもしくはレコーダーが対象です。
⇒経年劣化による機能低下は補助の対象外です。
- メーカー保証などの対象外で、地域団体に費用負担が発生すること。
⇒まずは、保証にて修繕ができないか、販売店にお問い合わせください。

- ・ これまでに本事業による補助金交付を受けた防犯カメラ・レコーダーでないこと。
⇒ 1 か所につき 1 度のみの補助金交付とします。
- ・ 防犯カメラやレコーダー以外の防犯カメラに付随する設備のみの修繕ではないこと。

(6) 注意事項

以下にあてはまる場合は、補助対象外になります。

- ・ 補助を受けて新たに設置した防犯カメラを移設や撤去、撮影場所を変更している場合
- ・ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、駐輪場）の管理目的である場合

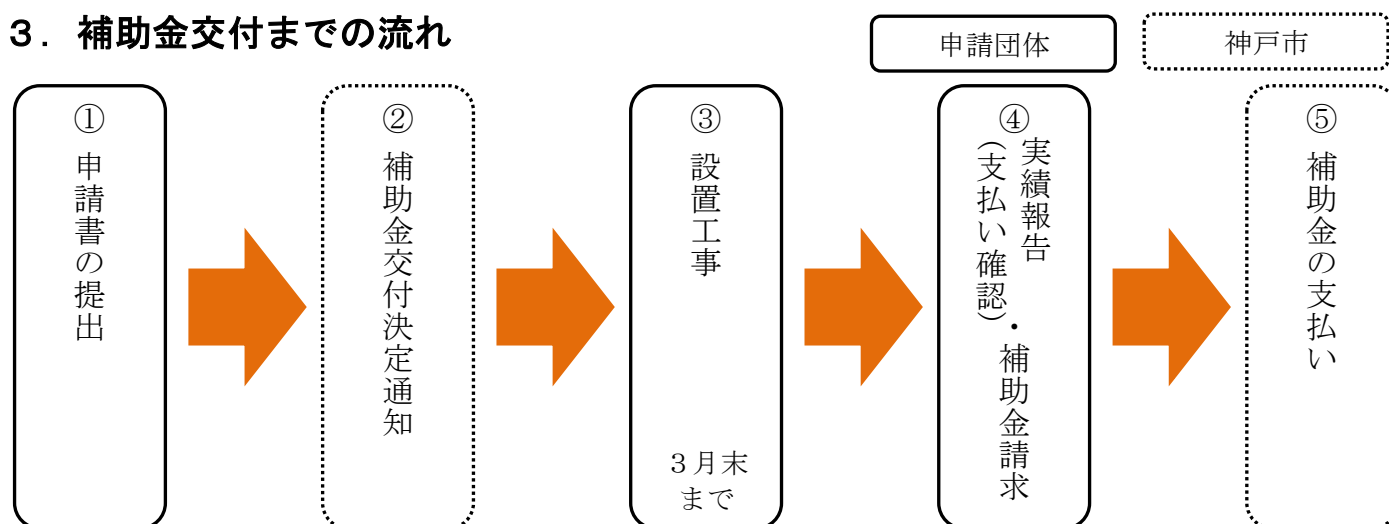


2. 申請方法

所定の申請書類を作成し、危機管理局防犯対策課へ郵送又は持参にて提出してください。

提出先：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市危機管理局防犯対策課

3. 補助金交付までの流れ



— お願い —

防犯カメラ設置補助事業を利用して設置した防犯カメラについて、設置電柱の抜柱や家主の変更等やむを得ない理由で移設や撤去が必要となった場合は、事前に危機管理局防犯対策課へご相談ください。

【問い合わせ】

電話：0570-083-330 または 078-333-3330

FAX：078-333-3314

神戸市お問い合わせセンター（年中無休 8時～21時）